



テロ対策なら何をやっても許されるのか 危険な「共謀罪」が国会に三たび上程

～越境性、組織犯罪集団の関与の要件もなく、600以上の犯罪が対象～

10月4日、「共謀罪」の新設を含む組織的犯罪処罰法などの改正案が閣議決定され、解散総選挙後の特別国会に提出された。この法案は過去2回廃案になったものの、今回はまったく予断を許さない。13日夕方、弁護士会館クレオで日弁連が主催した「共謀罪に反対する・緊急市民集会」には、多数の市民が集まり、法案の具体的な問題点を確認した。14日には国会での審議が始まったが、政府・与党にも慎重論があり、今特別国会での成立は断念する模様となったが、来年の通常国会はさらに予断を許さない状況とならざるを得ない。

沿革

2000年11月、「国際的な組織犯罪の防止に関する国連連合条約」（国連国際組織犯罪条約）が国連総会で採択され、日本もこれに署名した。これを受けて、その批准に向けた国内法整備のために提案されたのが「共謀罪」である。先の衆議院解散により廃案となったが、今秋の特別国会において「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」として再上程された。同法案には、従来から問題視されてきた共謀罪に加え、「サイバー犯罪に関する条約」（サイバー犯罪条約）批准のための国内法整備の一環として人権侵害の恐れのある新たな制度の新設も予定されており、これまで以上に問題は大きい。

共謀罪の新設

【概要】

死刑または無期もしくは長期4年以上の懲役もしくは禁錮の刑が定められている罪に当たる行為で、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行なわれるもの（共謀を行なった者がひとつの団体に所属していることと、組織、すなわち2人以上が共同

で行なう犯罪の実行が共謀されたことが必要）の遂行を共謀した者を処罰しようとするもの。長期4年以上の刑を定める犯罪についての共謀は懲役2年以下、死刑または無期もしくは長期10年を超える刑を定める犯罪についての共謀は懲役5年以下の刑。

【問題点】

●犯罪概念の変容

これまでは、犯罪を意図しても、実行の着手前にそれを放棄すれば犯罪とはされず、たとえ実行に着手した後であっても、自らの意思で中止すれば中止未遂として刑の減免の対象とされてきた。これに対し、共謀罪では、犯罪実行の有無にかかわらず（準備行為すら必要なく）、犯罪の遂行が合意されれば、その複数人の意思の合致自体を犯罪として処罰することを予定している。これでは、単に疑わしい考えを抱いているというだけで処罰されることにもなりかねず、思想・良心の自由を侵す恐れもある。

●対象犯罪の広さ

共謀罪は、国境を越える国際的な組織犯罪を取り締まるための国内法整備の一環として新設されるものであると説明されてきた。しかし、法案では、長期4年以上の刑罰を定めた全ての犯罪に共謀罪が設けられることになっている。そのため、600以上もの犯罪がその対象となり、組織犯罪とは関連性の乏しい犯罪をも包含

し、立法趣旨を著しく逸脱している。

●準備のための行為や組織犯罪集団の関与も要件外

国連国際組織犯罪条約では、明確に合意を推進する行為（準備のための行為）や組織犯罪集団の関与をも要件とすることを認めているが、法案では、このような要件はない。そのため、このままでは、会社や労働組合、市民団体がその意思決定に基づいて行なう組織的行動（例：徹夜の団体交渉、工事現場での座り込み等）までもが、広く処罰の対象とされてしまう恐れがある。

●行為の越境性も要件外

国連国際組織犯罪条約の基本的性格、審議の経過、同条約についての「公式の解釈のための注」等を総合すれば、共謀罪成立には越境性をも要件とすべきである。しかし、政府（外務省、法務省）は、「国内法において、……国際的な性質又は組織的な犯罪集団の関与とは関係なく定める」と規定する同条約34条2項の文言を根拠に、行為の越境性を国内法において要件とすることはできないとしている。これでは、共謀罪は、国内の一般犯罪として組織犯罪集団が関与しないものにまで拡大適用されることになり、立法趣旨から大きく逸脱する。

証人買収罪の新設

【概要】

証人に対し、証言しないこと等の働きかけ行為を処罰しようとするもの。

【問題点】

現行法においても、刑事事件について、証人を威迫したり故意に虚偽の証言をさせることは、証人威迫罪や偽証罪・罪証隠滅罪の教唆犯等として取り締まることができる。それにもかかわらず、さらに証人買収罪を新設する必要があるのかは疑問である。むしろ、証人買収罪が新設されることによって、弁護人らの証人への旅費や日当の支払いまでもが問題視され、弁護活動につき不当な介入を及ぼす危険性がある。

サイバー犯罪条約批准のための国内法整備

【概要】

サイバー犯罪条約とは、インターネットなどを利用

したサイバー犯罪の深化・蔓延に効果的かつ迅速に対処するため、どのような行為が犯罪になるのかという基準（構成要件）やサイバー犯罪についての捜査方法等について国際的な法的枠組みを定め、各国共通の刑事政策の採択を目的としたもの。

【問題点】

同条約は、法執行機関に対し、国民のプライバシーや通信の秘密を侵害する恐れのある強大な権限を付与することを予定しており、人権に関する問題が多い。そのため、2001年11月、欧州諸国を中心に、日、米、英、加、豪、南ア等、30カ国が同条約に署名したものの、これまでに批准した国は11カ国にとどまり、先進主要国は1カ国も批准には至っていない。それにもかかわらず、今回再上程された法案には、同条約を批准するために必要な国内法整備を目的として、次のような問題のある改正案が盛り込まれている。

●リモートアクセスによる差押え

あるコンピュータに対する差押許可状がありさえすれば、その端末と電気通信回線で接続されている別のコンピュータに保存されているデータをも複写して差し押さえることを可能にする刑事訴訟法の改正。

差押許可状に記載されていない場所にある電子データの差押えを認めるものであり、搜索差押えの範囲を必要最小限度にするため、差押えの対象を場所と物とで特定して明示することを求めている憲法35条の精神に反する。

●通信履歴の保全要請

コンピュータ・ネットワークを利用した犯罪捜査において、捜査機関が90日を超えない期間を定めて、通信履歴（送信元、送信先、通信日時等）の保全を要請できる制度の新設。

裁判所の令状による強制処分ではなく、捜査当局からの要請によって行なわれるものであるため、捜査機関によって濫用され、通信の秘密が侵害される恐れがある。

●その他

これ以外にも、不正指令電磁的記録等作成罪等の新設、電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法及び記録命令付き差押え等が提案されているが、人権に関する問題が多い。

（司法改革総合センター副委員長 石黒 清子）